

## 第446回 岐阜地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記要領によりお申し込みください。

### 記

- 1 日 時 平成30年10月19日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階 岐阜労働局A会議室
- 3 議 題 特定最低賃金の改正について(答申) ほか
- 4 傍聴者数 5名
- 5 要 領

- (1) 傍聴希望者は、「傍聴希望」と記載し、審議会の開催日、住所・氏名・電話番号・ファクシミリ番号及び所属(お差し支えなければ)を記入の上、はがき又はファクシミリにて下記の宛先までお申し込みください。

申込期限 平成30年10月11日(木)(必着)です。

< 申込先 > 〒 500 - 8723  
岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階  
岐阜労働局 労働基準部 賃金室  
FAX 058 - 248 - 2339

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方には後日通知します。当日はその通知書を持参してください。
- (3) 当日は、審議会開催の 10分前までに岐阜合同庁舎3階岐阜労働局賃金室へお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので注意してください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合があります。

### 6 その他

- ・傍聴される場合は、別紙「岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになれる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。  
また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のお名前も併せてお書き添えください。

< 担 当 > 岐阜労働局 労働基準部 賃金室 電話 : 058 - 245 - 8104

## 岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話はマナーモードとし、その他の情報通信機器等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はできません。
- 5 静粛を旨とし、発言、私語その他審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき・ゼッケン・腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方その他、秩序を乱すおそれのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、岐阜地方最低賃金審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させることがあります。

岐 阜 地 方 最 低 賃 金 審 議 会